

令和2年(2020年)8月26日

保護者 様

城陽市教育委員会教育長 北澤 義之  
城陽市立北城陽中学校長 武田 育大

## 新型コロナウイルス感染症対策における学校への連絡と出席停止等の取扱いについて

感染にかかわる「学校への連絡」と「児童生徒の出席の取扱い」についてのお知らせです。ご一読いただき、感染拡大防止の観点から更なるご理解とご協力をお願いいたします。

記

### 1. 次の場合は必ず学校に連絡してください。

- |  |
|--|
| (1) 児童生徒が感染者または濃厚接触者と判定された場合<br>(2) 児童生徒の家族が感染者または濃厚接触者と判定された場合<br>(3) 児童生徒や家族がPCR検査を受けることとなった場合 |
|--|

### 2. 感染者、濃厚接触者と判定された場合の出席停止、自宅待機の措置

- (1) 児童生徒が感染者と判定された場合は、当該児童生徒は保健所が指示する期間を出席停止とします。
- (2) 児童生徒が濃厚接触者と判定された場合、当該児童生徒は保健所が示す期間(起算日から14日間)を出席停止とします。また、その後のPCR検査で陽性判定の場合は上記(1)に該当し、陰性判定が出た場合でも、保健所が指示する期間(経過観察として14日間)の出席停止を継続します。
- (3) 児童生徒の家族が感染者、濃厚接触者と判定された場合は、保健所の疫学調査の結果が出るまでの期間を出席停止とします。当該児童生徒がPCR検査を受ける場合は、上記(2)に該当となります。

### 3. 個人的にPCR検査を受けることになった場合の対応

濃厚接触者ではない児童生徒がPCR検査を受けることになった場合は、その日から判定結果が出るまで登校の自粛をお願いします。また、その期間は登校を要しない日(出席停止等)と扱います。陰性判定の場合は登校して差し支えありません。しかし、陽性判定の場合は保健所が示す期間を出席停止とします。

### 4. 学校での対応及び消毒作業について

児童生徒に感染者が発生した学校は、当該校内の消毒及び児童生徒の健康状態を確認するために、必要な期間を臨時休業いたします。なお、臨時休業の期間と消毒の範囲や方法は保健所と相談して決定いたします。

### 5. 学校での対応及びプライバシーの保護について

- (1) 児童生徒が感染者または濃厚接触者となった場合、今後のために、学校でも行動記録や接触したと思われる児童生徒を可能な範囲で把握することになりますのでご協力ください。なお、プライバシー保護の観点や、児童生徒並びにその家族が差別や偏見の対象とならないように、学校や教職員においてはプライバシーの保護に努めてまいります。各家庭におかれましても十分配慮をお願いします。
- (2) 学校においては、児童生徒に対して新型コロナウイルス感染症に関する学習を行うとともに人権に配慮した啓発に努めてまいります。